

第四期特定健康診査等実施計画

A N A グループ健康保険組合

最終更新日：令和 7 年 06 月 25 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	・入院、外来、調剤医療費は増加傾向にある。 ・入院医療費は患者1人あたり医療費が大きく疾患の重症化が懸念される。 ・疾患別にみると、消化器系、呼吸器系の疾患は医療費、患者数が多い。 ・新生物、生活習慣病が含まれる消化器系、循環器、内分泌系疾患は患者1人あたり医療費が大きく全体の医療費シェアも大きくなる傾向にある。	➡ ・特定健診は受診100%を目指し、健康状態の把握を促す。生活習慣病対策は、リスクを層化し特定保健指導(予防)と重症化予防事業に振り分けて対応する。 ・がんの早期発見を目指してがん検診の拡充を図る。 ・インフルエンザ予防接種の補助など疾患にかかった際の症状を軽減する取り組みも行う。
No.2	・生活習慣病患者の発症、悪化リスクは加齢により増加する傾向がある。 ・20-30歳の女性が多い構成のため、現時点で血糖や血圧が高い者の割合は限られているが、健診で基準値を超えていても、医療機関の受診が確認できない加入者が存在する。 ・受診していても、血糖、血圧のコントロールが十分できていない加入者が存在する。 ・男性は30歳代から3割以上が肥満である。 ・事業所により肥満の状況は大きく異なる	➡ ・禁煙、生活習慣の改善など疾患の発症、重症化を防ぐ取り組みを行う。 ・未受診者には受診を促す。 ・受診者の重症化・合併症の予防の重要性を周知する。 ・運動習慣を作る機会、情報提供を行い、肥満による生活習慣病悪化リスクの軽減を図る。
No.3	・男性の喫煙率は高い。 ・事業所ごとの喫煙率の差は大きい。 ・医療費シェアに占める呼吸器系疾患割合は高い。	➡ ・禁煙に伴うストレスや体重増加など他のリスクにも留意した禁煙支援を行う。（喫煙率の高い事業所の喫煙率を厚労省平均の男性27.1%以下、女性7.6%以下になるよう設定） ・事業所ごとの実情に応じて禁煙支援の実施が必要。 ・喫煙による健康悪化リスクの増加を加入者に周知していく。
No.4	・歯科医療費、患者数は増加傾向にある。 ・歯科平均医療費は年齢が上がるにつれ増加する。 ・歯肉炎及び歯周疾患（歯周病など）が最多で、若い年代から口腔ケアの習慣化が必要と言える。	➡ ・定期健診の同線を利用した歯科健診を行い早期に治療を行うことのできる環境を整備する。 ・専門職より口腔ケアの指導をうける機会を設定する。
No.5	・心の病気もからだの病気と同じように、早期発見、早期対処が大切であり、メンタル疾患への対応も望まれている。 ・特に20歳代の患者数が多く、対応が必要である。	➡ ・メンタルヘルスの改善へ向けて、外部の専門家に相談できる体制を整備する。 ・疾患の状況、患者数に応じて実施可能な取り組みを選定し、事業者と協力して行う事も検討する。
No.6	・20-30歳代の女性を中心に婦人科疾患の患者が多く存在する。 ・妊娠・出産時のリスク低減を考える上でもニーズの高い課題と言える。	➡ ・ライフサイクル全体を通して、健康に過ごすために必要な取り組みを周知し、徐々に健康維持への意識を高めていく。 ・婦人科疾患の早期治療につながる検診と、検診の重要性を周知していく。
No.7	・被扶養者の疾患では、新生物、妊娠分娩、周産期、先天奇形などの患者1人当たり医療費が大きい。特に周産期に発生した病態は年々患者1人当たり医療費が増加している。	➡ ・被扶養者への疾患の早期発見・治療に結びつける取り組み必要と言える。
No.8	・後発医薬品の使用割合は約80%であり、維持するために今後も継続した取り組みが必要である。	➡ ・後発医薬品使用や医療費適正化に関しての情報発信を積極的に行い、加入者への意識づけを図る。 ・後発利用促進のためのツールの配布や、ICTを利用して先発薬との差額を確認できる環境を活用する。

基本的な考え方（任意）

高齢化の急速な進展と高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病が増加し、死亡要因の約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1となっている。健康で長生きをすることは万人の願いであり、国民の健康に関する情報や知識への関心は高い。確実に健診を受けることで自らの健康状態を把握し、生活習慣の改善を図ることで、生活習慣病を予防する取組みを進めていくことが重要となっている。当健保においては生活習慣病対策として、事業者と協働で特定健康診査受診、特定保健指導参加を促進するなど取り組みを行っている。今後も長期的な健康を維持するために特定健康診査による健康状態の把握と、リスクを抱える加入者に対する特定保健指導は重要な事業として事業者と協働で進めていく。

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健康診査

対応する
健康課題番号 No.2

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	定量的な分析を行い事業主と健康課題を共有する。 特定保健指導対象者の抽出を行い、案内を行う。
体制	-

事業目標

加入者の健康増進のために法定の特定健康診査を活用した生活習慣病高リスク者の抽出・特定保健指導への案内や、定量的な分析を行い事業主との課題共有を進める。

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	受診率	85 %	87 %	90 %	90 %	90 %	90 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	周知・展開率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
法律で定められた通りを行う。各地の事業所で受診しやすいよう健保、事業主が協働で環境整備に努める。特定健診の結果を分析した結果は事業主と共有する。	法律で定められた通りを行う。各地の事業所で受診しやすいよう健保、事業主が協働で環境整備に努める。特定健診の結果を分析した結果は事業主と共有する。	法律で定められた通りを行う。各地の事業所で受診しやすいよう健保、事業主が協働で環境整備に努める。特定健診の結果を分析した結果は事業主と共有する。
R9年度	R10年度	R11年度
令和8年度の検討事項を踏まえて受診率増加を図る。	令和8年度の検討事項を踏まえて受診率増加を図る。	令和8年度の検討事項を踏まえて受診率増加を図る。

2 事業名 特定健診（任意継続被保険者および特定健診該当年齢の被扶養者対象）

対応する
健康課題番号 No.1

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者
方法	特定保健指導対象者には案内を行う。
体制	-

事業目標

・任意継続者、および特定健診に該当する被扶養者の疾病予防・管理を目標とする。
・職場で情報入手が可能な被保険者と状況が異なる点や新規で任意継続に資格変更になった者が存在する点に留意し、該当者には当健診を受診できること、実施時期、場所、受診方法等の情報の周知にも重点を置く。

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	受診率	20 %	23 %	26 %	29 %	32 %	35 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	周知・展開率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
法律に従って実施する。・任意継続被保険者および特定健診対象者となる被扶養者に対して実施する。 ・生活習慣病予防健診コースを設定し、対象者にとって関心の大きい検査内容とする。・40歳未満は生活習慣病予防健診として受診可能。	法律に従って実施する。・任意継続被保険者および特定健診対象者となる被扶養者に対して実施する。 ・生活習慣病予防健診コースを設定し、対象者にとって関心の大きい検査内容とする。・40歳未満は生活習慣病予防健診として受診可能。	事業は継続して行う。受診率、任意継続者、および該当する年齢の被扶養者の年齢・性別構成を把握し、より受診率を上げられるよう次年度以降の事業に反映させる。
R9年度	R10年度	R11年度
令和8年度の見直し内容を反映させて実施する。	令和8年度の見直し内容を反映させて実施する。	令和8年度の見直し内容を反映させて実施する。

3 事業名 特定保健指導

対応する
健康課題番号 No.1, No.2, No.3

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～75、対象者分類：被保険者/被扶養者
方法	特定健診結果から対象者を抽出し、事業主から対象者への通知を行う。
体制	-

事業目標

生活習慣病リスクの高い被保険者を抽出し、リスクに応じた特定保健指導により生活習慣病予防を図る。

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	連続受診率	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	実施率	80 %	80 %	80 %	80 %	80 %	80 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
特定健診後に対象者を抽出する。事業主を通じて対象者に通知する。対象者には法定のガイドラインに沿って面談およびメール等により保健指導を行う。	特定健診後に対象者を抽出する。事業主を通じて対象者に通知する。対象者には法定のガイドラインに沿って面談およびメール等により保健指導を行う。	特定健診後に対象者を抽出する。事業主を通じて対象者に通知する。対象者には法定のガイドラインに沿って面談およびメール等により保健指導を行う。
R9年度	R10年度	R11年度
特定健診後に対象者を抽出する。事業主を通じて対象者に通知する。対象者には法定のガイドラインに沿って面談およびメール等により保健指導を行う。	特定健診後に対象者を抽出する。事業主を通じて対象者に通知する。対象者には法定のガイドラインに沿って面談およびメール等により保健指導を行う。	特定健診後に対象者を抽出する。事業主を通じて対象者に通知する。対象者には法定のガイドラインに沿って面談およびメール等により保健指導を行う。

4 事業名

定期健康診断

対応する
健康課題番号

No.2, No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～（上限なし）、対象者分類：被保険者
方法	定量的な分析を行い事業主と健康課題を共有する。
体制	-

事業目標

労働安全衛生法に基づいて事業主が実施する定期健康診断。 加入者・事業主とともに健康状態の把握と生活習慣の改善を促す目的で、レセプトデータ、特定健診データとともに定量的に分析を行う。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	受診率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	周知・展開率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
労働安全衛生法に基づいて事業主が実施する。当健保は、定期健康診査のデータを分析し、各事業主ごとの健康課題の抽出と共有を行う。	労働安全衛生法に基づいて事業主が実施する。当健保は、定期健康診査のデータを分析し、各事業主ごとの健康課題の抽出と共有を行う。	労働安全衛生法に基づいて事業主が実施する。当健保は、定期健康診査のデータを分析し、各事業主ごとの健康課題の抽出と共有を行う。
R9年度	R10年度	R11年度
労働安全衛生法に基づいて事業主が実施する。当健保は、定期健康診査のデータを分析し、各事業主ごとの健康課題の抽出と共有を行う。	労働安全衛生法に基づいて事業主が実施する。当健保は、定期健康診査のデータを分析し、各事業主ごとの健康課題の抽出と共有を行う。	労働安全衛生法に基づいて事業主が実施する。当健保は、定期健康診査のデータを分析し、各事業主ごとの健康課題の抽出と共有を行う。

5 事業名

主婦健診

対応する
健康課題番号

No.7, No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：女性、年齢：18～74、対象者分類：被扶養者
方法	対象者には受診勧奨のハガキを送付。
体制	-

事業目標

配偶者（妻）および35歳以上の被扶養者となっている者を対象に生活習慣病リスクのスクリーニングと、生活習慣改善を促す目的で事業主主体で実施。 希望者には子宮がん検診も受診できる制度となっている。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導非該当者率	80 %	80 %	80 %	80 %	80 %	80 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	受診率	50 %	60 %	70 %	80 %	90 %	90 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
全国展開している健診業者に委託し、集団健診方式で5月～7月に実施する。健診内容は特定健診の内容を含む。本人負担は1千円とする。対象者にはハガキで受診勧奨を行う。	全国展開している健診業者に委託し、集団健診方式で5月～7月に実施する。健診内容は特定健診の内容を含む。本人負担は1千円とする。対象者にはハガキで受診勧奨を行う。	事業は継続する。受診者数、母数となる被扶養者かつ配偶者である者の数の推移を分析し、重複する事業との統合も含め事業内容の改善を図る。
R9年度	R10年度	R11年度
令和8年度の見直し内容を反映させて実施する。	令和8年度の見直し内容を反映させて実施する。	令和8年度の見直し内容を反映させて実施する。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	4,337 / 5,877 = 73.8 %	4,599 / 6,067 = 75.8 %	4,922 / 6,246 = 78.8 %	5,199 / 6,419 = 81.0 %	5,614 / 6,605 = 85.0 %	6,106 / 6,785 = 90.0 %
		被保険者	3,595 / 4,229 = 85.0 %	3,799 / 4,366 = 87.0 %	4,046 / 4,495 = 90.0 %	4,250 / 4,619 = 92.0 %	4,515 / 4,753 = 95.0 %	4,638 / 4,882 = 95.0 %
		被扶養者 ※3	742 / 1,648 = 45.0 %	800 / 1,701 = 47.0 %	876 / 1,751 = 50.0 %	949 / 1,800 = 52.7 %	1,099 / 1,852 = 59.3 %	1,468 / 1,903 = 77.1 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	735 / 919 = 80.0 %	779 / 974 = 80.0 %	834 / 1,043 = 80.0 %	863 / 1,079 = 80.0 %	898 / 1,122 = 80.0 %	922 / 1,153 = 80.0 %
		動機付け支援	226 / 282 = 80.1 %	239 / 298 = 80.2 %	256 / 320 = 80.0 %	265 / 320 = 82.8 %	275 / 344 = 79.9 %	283 / 353 = 80.2 %
		積極的支援	510 / 637 = 80.1 %	541 / 676 = 80.0 %	579 / 723 = 80.1 %	599 / 748 = 80.1 %	623 / 778 = 80.1 %	640 / 800 = 80.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

特定健診の受診率向上に向けては、以下の取り組みを基本方針とする。

1. 受診環境の整備と健保・事業主の協働

従業員が特定健診をより受診しやすくなるよう、健保と事業主が緊密に連携し、各事業所での受診環境の整備に努める。
これにより、従業員の受診に対する物理的・心理的ハードルを低減させ、受診率の向上を目指す。

2. 特定健診結果の共有と活用

特定健診の結果を詳細に分析し、その結果を事業主と積極的に共有する。
共有された分析結果は、事業所全体の健康課題の把握に役立てるとともに、
事業主が従業員の健康状態を理解し、特定健診の重要性の認識を高め、最終的な受診率向上へと繋げる。

特定健康診査等の実施方法

法律で定められた通りを行う。各地の事業所で受診しやすいよう健保、事業主が協働で環境整備に努め、周知を行う。
特定健診の結果を分析した結果は事業主と共有する。被保険者の定期健康診断を特定健康診査として共同利用する。

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3 から自動反映されている場合は任意

個人情報の保護

当健保組合は、ANAグループ健康保険組合個人情報保護規定を遵守する。当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健保組合職員および事業主の人事管理部門スタッフに限定する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健保組合のホームページに掲載する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

労働安全衛生法による健康診断は、引き続き事業主が主体となっており、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。健診費用については事業主が負担する。保健指導については、事業主および当健保組合が協力して推進する。